

宇都宮市上下水道プラットフォーム構築業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、部門やシステムごとに分散している上下水道事業に関するデータを、本局が主体的かつ横断的に管理・活用できる「宇都宮市上下水道プラットフォーム」の構築事業者について、事業者の実績、能力及び実施体制並びに企画提案内容の妥当性、水準、実現性等を総合的に勘案し、委託事業者を選定するための要件及び手続等を定めるものである。

2 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市上下水道プラットフォーム構築業務

(2) 業務仕様

詳細な業務仕様は、宇都宮市上下水道プラットフォーム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 選定方法

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して企画提案内容の評価を行い、随意契約の契約候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市役所本庁舎正面（北側）及び宇都宮市上下水道局舎入口の屋外掲示板に本件プロポーザルの開始に関する公告文書を掲示するとともに、宇都宮市公式ホームページに本件プロポーザルの実施要領及び参加申請関係書類を掲載し、広く提案を公募する。

（宇都宮市公式ホームページ <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>）

(5) 契約期間

契約期間 契約締結日から令和9年3月19日までとする。

(6) 企画提案上限額（令和8年度構築作業分）

135,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、予定価格ではなく提案内容の規模を示すものである。

※消費税は、10%で算出すること。

※この金額を超えて見積書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

※構築を業務委託契約とし、令和9年度以降の保守及び運用支援については、別途契約とする。

(7) プロポーザルに係るスケジュール

日程は、状況により変更する場合があります。

内 容	日 時
公募の開始	令和 8 年 9 月 1 4 日 (月)
参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着
参加資格の確認※ ¹	令和 8 年 9 月 2 8 日 (月) まで (随時)
質問書の受付期限	令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着
質問書に対する回答	令和 8 年 9 月 2 4 日 (木)
提案関係書類の提出期限	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着
提案に係るプレゼンテーション	令和 8 年 1 0 月 1 5 日 (木) から 1 6 日 (金) までの期間における宇都宮市上下水道局が指定する日時
審査結果の通知	令和 8 年 1 0 月 2 7 日 (火) 以降

※ 1 参加資格の要件を満たしているかどうか随時審査を行い、参加資格の要件を満たしていない事業者には、別途通知する。

3 参加資格等

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇都宮市の令和 7 ～ 1 0 年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「情報処理業務」に登録されている者又は契約締結日までに登録完了が見込まれる者であること。
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 過去 10 年以内に、国、地方公共団体、公益事業者又は公共性の高い民間事業者に対し、データ基盤、GIS、業務システム又は運用支援等に関する類似業務を履行した実績を有すること。なお、実績は上下水道分野に限定する。
- (6) 本業務の監督員及び業務主任担当者に相当する者がプレゼンテーションに参加できること。

- (7) 品質マネジメントシステム(ISO9001)及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (8) 秘密保持誓約書を提出できる者であること。

4 提出書類

(1) 参加申請関係書類

本件プロポーザルへ参加する者は、次の書類を提出する。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	プロポーザル参加申請書	様式 1	各 1 部	令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着 持参又は郵送
2	秘密保持誓約書	様式 2		
3	会社概要書	様式 3		
4	業務受託実績	様式 4		
5	品質マネジメントシステムの登録書及び情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの登録書の写し			

(2) 質問書

本件プロポーザルについて質問がある者は、次の書類を提出する。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	質問書	様式 5	1 部	令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着 電子メール※2

※2 電子メール以外の方法は認めない。

(3) 提案関係書類

本件プロポーザルへの参加を希望する者のうち、上記「参加申請関係書類」を提出し、参加資格の条件を満たしている者は、次の書類を提出する。

なお、提案関係書類は、本要領「5 提出書類作成要領」に従い作成すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	提案書	任意	2 0 部(うち 1 部は未製本) 電子データ※3 各 1 部	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) 午後 5 時 1 5 分必着 持参又は郵送 (書留のみ)
2	見積書	様式 6		
3	導入機器一覧	任意		
4	接続構成図	任意		

5	製品カタログ，製品紹介資料	任意		
---	---------------	----	--	--

※3 Microsoft Office Word, PowerPoint 形式または PDF 形式で作成した電子データを CD-R 又は DVD-R に格納し提出すること。

(4) 提出方法

ア 提出場所

栃木県宇都宮市河原町 1 番 4 1 号

宇都宮市 上下水道局 技術監理室

E-mail : u4370@city.utsunomiya.tochigi.jp

イ 提出方法

上記提出場所に、本要領「5 提出書類作成要領」に記載した内容で提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。

なお、持参する場合は、宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く、各日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 疑義の照会

提出書類について、後日、宇都宮市上下水道局から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

(7) 提案書の提出辞退

参加申請関係書類の提出後に提案の辞退を希望する場合は、令和 8 年 1 0 月 9 日（金）までに「様式 7 プロポーザル辞退届」を書面で提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(8) その他

ア 提案関係書類の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。

ただし、宇都宮市上下水道局が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めた場合にはこの限りではない。

- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ 提案関係書類の公開等

- ・ 提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開される場合がある。

ウ 提案関係書類の表現方法

- ・ 提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

5 提出書類作成要領

(1) 提案書作成要領

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・ 表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 原則として、A4判、横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一の上、縦型にあつては左綴じ、横型にあつては上綴じとする。）
- ・ 図・表等は、A3判（折込み）も可とする。

ア 表紙

表紙に「宇都宮市上下水道プラットフォーム構築業務提案書」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載すること。

イ 目次

目次を作成の上、参照先の頁番号を記載すること。

ウ 本編

本編は、仕様書に定める要件を踏まえ、次表に示す事項を提案書に記載すること。
また、提案内容に加え、令和8年度に実施する範囲、令和9年度以降に対応する範囲、前提条件及び制約を明確に記載することとし、以下の内容を参考に全ての提案項目について漏れなく記載すること。

<提案書の記載項目一覧>

No	提案項目	記載を求める主な内容及び本局が重視する観点
1 提案者概要		
(1)	会社概要	・ 事業者の名称、代表者名、所在地、設立年、資本金、従業員数、組織図、事業概要 ・ 過去類似実績
2 仕様書に関する提案		
2-1 提案概要		
(1)	業務課題の具体的理解	・ 上下水道事業に関するデータ及び関連資料の種類、所在及び分散状況 ・ 既存マッピングシステム等との関係
(2)	本構想に対する全体方針・提案コンセプト	・ 本業務の目的及び基本方針を踏まえた解決方針 ・ 本プラットフォームの全体像
(3)	令和8年度実施内容の実現性	・ 令和8年度に選定する対象業務、対象データ及び構築範囲 ・ 構築する機能及び管理・運用方法

		・実施工程及び各工程の進め方
(4)	令和 9 年度以降の拡張ロードマップ	・対象業務，対象データ及び利用アプリケーションの段階的な拡張方法 ・年度別又は段階別の実施内容
2-2 構築・運用保守要件に関する提案		
(1)	システム全体構成	・令和 8 年度及び令和 9 年度以降のシステム構成 ・構成要素及び使用する製品・サービス
(2)	正本データ管理	・正本データの更新主体，データ更新方法，データ関連付け，管理方法
(3)	相互運用性	・既存システム又は利用アプリケーションとのデータ連携方法
(4)	移行・継続利用性	・令和 8 年度の運用から変更又は追加する事項 ・製品，環境，利用アプリケーション又は事業者を変更する場合の継続利用方法 ・固有仕様に依存する場合の範囲，制約，影響，代替方法
(5)	運用，保守及び情報セキュリティ	・令和 8 年度の仮構築用クラウド環境における下記項目について -利用者認証及びアクセス制御 -操作・更新ログ，バックアップ及び監視 -障害，災害その他の事象が発生した場合の連絡，復旧及び業務継続の方法 -脆弱性管理，マルウェア対策その他の情報セキュリティ対策 ・令和 9 年度以降の恒久運用における運用・保守条件
(6)	プロジェクト実行	・全体工程 ・実施体制 ・想定される本局職員の作業内容 ・品質，課題，リスク及び変更の管理方法

(2) 見積書作成要領

ア 作成方法

企画提案者は、以下の点に留意し、見積書を作成すること。

- ・ 「【様式6】見積書」については、仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。
- ・ 各費用の積算に当たり、仕様書や提案書の記載項目以外に前提条件としている事項がある場合は、「特記事項」欄に記載すること。
- ・ 「【様式6】見積書」のとおり、令和8年度構築費用と令和9年度以降の費用については、それぞれ記載すること

イ 前提条件

① 契約期間

本件プロポーザルにおける契約は、契約締結日から令和9年3月19日までの契約とする。また、稼働後の保守及び運用支援は、令和9年度から10年間の見積を提出し、その契約は単年度ごととする。

② 見積内容

- ・ 令和8年度に行うプラットフォーム構築業務
- ・ 令和9年度に行うプラットフォーム構築業務
- ・ 令和9年度以降の各年度のランニングコスト

ウ 見積対象範囲

① システム構築費用

- ・ 宇都宮市上下水道プラットフォーム構築に係る費用について次表の項目のとおり、「【様式6】見積書」に記載すること。

＜システム構築費用の見積項目・内容＞

項番	見 積 項 目	見 積 内 容
1-1	プロジェクト管理費用	プロジェクト管理、各種打合せ協議に係る費用
1-2	設計費用	基本・詳細設計書作成に係る費用
1-3	開発・構築・テスト費用	インフラ環境構築に係る費用
1-4	データ移行費用	各現行システムから宇都宮市上下水道プラットフォームへのデータ移行に係る費用、仮構築環境から本局指定のクラウド環境への移行に係る費用
1-5	研修費用	研修実施等に係る費用
1-6	その他費用	一部稼働分の運用支援実施等、上記以外に係る費用

② 通信費・利用料等

- ・ 通信費、クラウドサービス利用料、ウイルス対策ソフトウェア利用料及びその他費用について次表の項目のとおり、「【様式6】見積書」に記載すること。

＜通信費・利用料等の見積項目・内容＞

項番	見 積 項 目	見 積 内 容
2-1	通信費	回線利用に係る費用
2-2	クラウドサービ利用料	クラウドサービス利用に係る費用
2-3	ウイルス対策ソフトウェア利用料	ウイルス対策ソフトウェア利用に係る費用
2-4	その他費用	上記以外に係る費用

③ システム保守・運用支援費用

- ・ 宇都宮市上下水道プラットフォームの保守費用及び運用支援費用について、次表の項目のとおり、「【様式6】見積書」に記載すること。

＜システム保守・運用支援費用の見積項目・内容＞

項番	見 積 項 目	見 積 内 容
3-1	保守費用	プラットフォームに関する問い合わせ対応，障害対応，バージョンアップ適用，パッチ適用
3-2	運用支援費用	システム本稼働後にシステムの運用に必要な作業（定例報告，構成管理，コンサル等）に係る費用

④ ハードウェア・ソフトウェア費用（物品）

- ・ 宇都宮市上下水道プラットフォームの稼働に必要となるハードウェア費用，ソフトウェア費用について次表の項目のとおり、「【様式6】見積書」に記載すること。

＜ハードウェア・ソフトウェア費用の見積項目・内容＞

項番	見 積 項 目	見 積 内 容
4-1	ハードウェア費用	ハードウェア本体及び搬入・設置・機器保守に係る費用
4-2	ソフトウェア費用	ミドルウェア，OS等に係る費用

(3) 導入機器一覧

宇都宮市上下水道プラットフォームの稼働に必要となる全ての機器について、「【任意様式】導入機器一覧」に記載すること。

(4) 接続構成図

宇都宮市上下水道プラットフォーム稼働時の構成について、「【任意様式】接続構成図」を記載すること。

(5) 製品カタログ

貴社の提案する全ての製品について、「【任意様式】製品カタログ、製品紹介資料」を提出すること。

6 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行ったうえで最優秀提案者及び次点者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日 時 令和8年10月15日（木）から16日（金）までの期間で宇都宮市上下水道局が指定する日時（別途連絡）
- イ 場 所 宇都宮市上下水道局が指定する場所（別途連絡）
- ウ 説明時間等 説明20分、その後、質疑応答10分程度
質疑応答は、質問された内容についてのみ簡潔に回答する。
- エ 説明資料等 Microsoft Office Word 又は PowerPoint に対応できる形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するパソコンを用意すること。なお、投影機器については宇都宮市上下水道局が用意する。

(2) 提案者の失格事項

- ・ 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- ・ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和8年10月27日（火）以降に書面により通知する。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- ・ 説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（宇都宮市上下水道局の閉庁日を含まない。）の各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参のうえ、書面により申請するものとする。

なお、回答は、後日、文書により行うものとする。

- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約

- ・ 審査結果を踏まえ、宇都宮市上下水道局指名選考委員会において契約候補者を決定し、随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程の定めるところによる。
- ・ 宇都宮市上下水道局は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

8 その他

この要領は、令和8年9月4日（金）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。